

令和2年度  
事業計画書



社会福祉  
法人

三次市社会福祉協議会



# 目 次

事業方針	1
重点推進事業	2
具体的事業計画	
1. 法人運営の取り組み	
組織体制を強化する取り組み	3
財政を健全化する取り組み	4
役職員を育成する取り組み	4
その他	4
2. 地域福祉事業	
地域包括ケア推進事業	5
生活支援体制整備事業	5
三次市生活サポート事業	5
はるかぜネット事業	6
ふれあい・いきいきサロン事業	6
地区社協活動育成事業	6
地区社協活動助成事業	7
ボランティアセンター事業	7
被災者生活サポートボラネット事業	7
福祉教育活動推進事業	8
広報啓発事業	8
3. 福祉サービス利用の相談と支援	
ふれあい福祉センター事業	9
福祉サービス利用援助事業「かけはし」	9
権利擁護センターもみじ	10
生活福祉資金貸付相談事業	10
民生資金貸付事業	10
老人介護センターの運営	11
民生委員児童委員活動との連携	11
福祉・介護人材の確保・育成・定着の推進	11
青少年育成事業の活動支援	11
社会福祉団体の支援	11
介護支援専門員連絡協議会の活動支援	11
4. 介護保険事業	
事業所運営会議の開催	12

居宅介護支援事業	1 2
訪問介護事業	1 2
通所介護事業	1 3
介護老人福祉施設	1 3
短期入所生活介護事業	1 3
認知症対応型共同生活介護事業	1 3
要介護認定訪問調査	1 3
ボランティア・実習生等の受入れ	1 3
5. 障害福祉サービス	
居宅介護事業	1 4
同行援護事業	1 4
重度訪問介護事業	1 4
6. 地域支援（高齢者介護予防）事業	
地域健康づくり事業	1 5
元気ハツラツ教室	1 5
高齢者トレーニング教室	1 5
トレーニング拠点定期指導	1 5
家族介護者教室	1 5
「食」の自立支援事業	1 6
軽度生活援助事業	1 6
認知症高齢者生活援助事業	1 6
7. 地域生活支援（障がい者自立支援）事業	
移動支援事業	1 6
障害児生活訓練事業	1 6
要約筆記奉仕員・手話通訳者派遣事業	1 6
点字・声の広報等発行事業	1 7
手話・点訳・要約筆記・録音ボランティア養成事業	1 7
8. 各種福祉サービス	
障がい児・者ふれあい事業	1 7
福祉用具短期貸出	1 7
高齢者生活支援施設の管理運営	1 7
福祉車両貸出	1 7
産前・産後ヘルパー派遣事業	1 8
甲奴健康づくりセンターの業務運営	1 8
9. 三次市指定管理施設の管理運営	1 8
10. 福祉サービス苦情解決体制	1 8
11. 共同募金事業への協力	1 9
12. 日本赤十字事業への協力	1 9

## ＜事業方針＞

三次市社会福祉協議会では昨年度よりスタートした「第5次地域福祉活動計画」の方針に基づき、「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」の活動に引き続き取り組んでいきます。

「地域共生社会」は住民が地域の中で支え合いながら、年齢や障がいの有無に関係なく、全ての人々が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目指しています。その中で市社協には、地域住民の理解と参画を得つつ、行政や関係機関、団体等とのパートナーシップを基本に、コーディネートやネットワークづくりといった機能を強化・拡充することが求められています。

サロンや地区社会福祉協議会など地域に出向き、住民と福祉課題を共有し、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題の解決を試みる仕組みづくりや地域の実情に見合った小地域福祉活動が推進できるよう支援していきます。市社協はその中心的な役割を果たす機関として、「地域共生社会」の実現というひとつの目的に向かって、地域福祉の各事業に取り組めます。

その中の生活支援・相談事業として近年特に、認知症などにより判断能力が十分でなくなった人の支援の相談が増加しており、関係機関と連携をとりながら成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の周知と利用促進を図っていきます。

また、全国で相次いで自然災害が発生するなか、三次市でも一昨年大規模な水害が発生しました。地域支え合いセンター事業は終了しましたが、近年の異常気象と形容される豪雨や地震等の発生を想定し、被災者支援の体制づくりも進めていきます。

こうした地域福祉事業の効果的な実施のために、効率的で高い専門性を発揮できるような組織体制の改善や人材の育成、働き方改革を進めるとともに、財政健全化に向けて経営基盤の強化に取り組めます。

さらに、介護保険事業部門においても事業運営の効率化を一層進めるとともに、市社協の行う介護保険事業として、中長期的視点から事業実施の意義や効果、将来展望について再検討を行います。

## <重点目標>

### 1 「三次市社協地域福祉活動計画」の推進

活動計画の基本理念である「すべての人が住みなれた地域で、どのような障がいや支障があっても、安心して暮らせる地域づくり」の実現に向けて、「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」を活動計画の取り組み目標とし、次の4つの重点目標の達成に向けて行動計画に取り組んでいきます。

- (1) 地域の実情に応じたお互いさまのまちづくりに取り組みます。
- (2) 地域で自分らしく暮らせる支援の体制を整えます。
- (3) 地域と協働し、地域課題の解決に取り組むネットワークをつくります。
- (4) お互いに思いやる気持ちを高めるために情報を発信します。

### 2 介護保険事業については地域から信頼されるものとなるよう、サービスの質の向上に努めるとともに、経営状況の一層の改善を図るため、事業所の再編も視野に入れた効率的運営に向けて取り組んでいきます。

### 3 組織体制の改善・活性化を図り、働き方改革に伴う非常勤職員の正職化、職員の専門性の強化を推進しながら、事業の効率・効果的運営のための取り組みを進めます。

### 4 事業運営を安定的持続的なものとなるように、さらなる財政健全化に取り組めます。

## ＜具体的事業計画＞

### 1. 法人運営の取り組み

地域の福祉を推進する社会福祉協議会の役割を担うため、組織体制作りと人材づくりに取り組みます。

- ・ 組織体制を強化する取り組み
- ・ 財政を健全化する取り組み
- ・ 役職員を育成する取り組み

事業	内容	実施時期等
<b>組織体制を強化する取り組み</b>	<p><b>【法人運営体制の強化】</b>                      理事会、評議員会をはじめ、必要に応じて総務部会、地域福祉部会を開催し、協議を行います。                      また、業務調整会議など業務推進のための取り組みも継続して取り組みます。</p> <p>① 理事会（定例）                      ② 評議員会（定例）                      ③ 監事会（定例）                      ④ 正副会長会議                      ⑤ 総務部会・地域福祉部会                      ⑥ 課長会議                      ⑦ 業務調整会議                      ⑧ 各課・各部門の担当者会議</p> <p><b>【組織機構の改善】</b>                      さらに効率的で専門性の高い組織となるよう、職員体制の改善に向けた取り組みを進めます。</p>	<p>①6・11・3月                      ②6・3月                      ③5・11月                      ④毎月                      ⑤随時                      ⑥随時                      ⑦随時                      ⑧随時</p> <p>通年</p>

<p>財政を健全化する取り組み</p>	<p><b>【財政を健全化する取り組み】</b>          変動する社会情勢や厳しい経営環境に対応した社協の経営基盤の改善と強化をすすめます。</p> <p>① 組織体制の整備と併せた事業の集約と効率化          ② 会計、事務の集中管理と効率化          ③ 就業・給与規則改正の円滑な実施          ④ 介護保険事業、指定管理施設の再編に係る検討</p> <p><b>【財源を確保する取り組み】</b>          市社協、及び地区社会福祉協議会をはじめとする地域の福祉団体への認知や理解の向上に努め、その活動財源を確保する取り組みをすすめます。</p> <p>① 広報活動の推進（広報誌、ホームページ、など）          ② 社協会費募集の推進          ③ 共同募金運動の推進</p>	<p>通年</p> <p>①通年          ②5～9月          ③10～12月</p>
<p>役職員を育成する取り組み</p>	<p><b>【役職員の研修】</b>          変化する情勢や社会環境に合わせた柔軟で迅速な法人運営や事業実施が推進できるよう、役職員の資質の向上に取り組みます。また、対話を通じた職員の育成にも継続して取り組みます。</p> <p>① 県社協をはじめとする法人外研修への参加          ② 法人内研修の実施          ③ 職員の資格取得の推進          ④ 対話を通じた職員育成</p>	<p>①随時          ②随時          ③通年          ④通年</p>
<p>その他</p>	<p>事業経営を安定、継続して実施するために、以下のことに取り組みます。</p> <p>① 三次市との連携の強化          ② 働き方改革の推進          ③ 市内の団体や法人との連携、情報交換          ④ 情報公開の推進          ⑤ 法令順守の一層の強化          ⑥ 災害時の事業継続計画の検討</p>	<p>通年</p>



## 2. 地域福祉事業

令和2年度は「第5次地域福祉活動計画」遂行2年目となり、前年度の事業、活動を評価し、目標である「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」に更に取り組みを深めてまいります。

事業	内容	実施時期等
地域包括ケア推進事業	三次市の地域包括ケアシステムの深化・進化に向けて、三次市、三次地区医師会、地域包括支援センターみよし、市社協、地域の保健医療福祉専門職による多職種連携会議、地域住民、ボランティア等との連携・協働により、地域ニーズや社会資源を的確に把握して、「生活支援」を中心とした地域課題解決の取り組みをより具体的にすすめていきます。	通年
	三次市地域包括ケア推進連絡会議への出席と協働	
生活支援体制整備事業（市受託）	地域における住民主体の生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備していきます。	①5名 ②通年 ③通年 ④通年 ⑤通年 会員：40名 4会場 ⑥57か所
	① 生活支援コーディネーターの配置	
	② 他機関と連携し地域の実態把握・情報整理・課題分析の取組（市内19地域に分け、4地域実施）	
	③ 高齢者生活支援情報の更新（編集委員会）	
	④ 協議体、地域ケア会議に参画し、住民主体の活動や住民ネットワークの構築を図る （協議体：地区社協、元気サロン等住民同士で話し合いのできる場）	
	⑤ 高齢者の生活を支える地域住民担い手育成 生活支援サポーターの募集（R.1年度30名） 地域での担い手を養成する研修会開催	
三次市生活サポート事業（市受託）	介護保険の要支援1・2の方を対象に、利用者のQOL（生活の質）に焦点を当てた住民参画（互助）による有償のボランティア活動をコーディネートしながら、地域の相互扶助の関係づくりを広げていきます。	通年
	利用会員への有償のボランティア活動	

はるかぜネット 事業	公的なサービスでは十分に対応できない生活ニーズに対し、利用者のＱＯＬ(生活の質)に焦点を当てた住民参画(互助)による有償ボランティア活動をコーディネートしながら、地域の相互扶助の関係づくりを広げていきます。	
	① 利用会員への有償ボランティア活動 ② はるかぜ会員・利用会員の募集  ③ はるかぜ会員交流会の開催 ④ はるかぜ通信の発行 ⑤ はるかぜネットの広報(社協だより・はるかぜ通信・ホームページ・チラシ配布ほか)	① 通年 ② 〃 新規会員登録5名 利用件数325件 ③ 年1回 ④ 年2回 ⑤ 通年
ふれあい・いき いきサロン事業	ひとり暮らしや家の中で過ごしがちな高齢者や障がい者、子育て中の保護者などが、地域のボランティアと身近な場所に気軽に集い、ふれあいを通して生きがいづくりと助け合いの輪を広げるふれあい・いきいきサロンづくりを広げていきます。	
	① 単位サロンへの活動助成・講師派遣・備品等貸出 ② 単位サロンの開設・運営の相談、支援 ③ 常設サロン(吉舎・甲奴)の運営方法の見直し ④ ふれあい・いきいきサロン研修会の開催 ⑤ サロンに出向き現状や課題の把握と、福祉資源等の情報発信	① 通年 ② 通年 ③ 8月まで ④ 年1回 ⑤ 通年
地区社協活動育 成事業	地区社協を対象とした研修会や、地区社協連合会会議を開催し、地区社協と市社協間の協働等について協議し、地域福祉活動の推進に取り組みます。 市内19地域に出向きサロンや見守り活動、生活支援等の活動について課題や要望などの情報を整理、地域の関係団体と共有を図ります。	
	① 研修会や地区社協連合会議の開催  ② 市内19地域に出向き課題や要望などの情報の整理と地域の関係団体との共有	① 会議 年2回 研修会 年1回 ② 通年

地区社協活動助成事業	地域の福祉課題を自主的な住民参加によって対応するために行う地区社協の事業費を助成し、地域福祉の充実と推進体制を強化していきます。	通年
	地区社協活動助成金の交付	
ボランティアセンター事業	ボランティアに関する情報を提供・把握し、多くの地域住民がボランティア活動に参加していただけるよう働きかけます。 ボランティアグループを対象とした会議や交流会を開催し、各団体、関係者で連携を図るなどボランティア活動の支援を行います。	①年1回 ②通年 ③年1回 ④年1回 ⑤年2回 ⑥通年 ⑦7・8月 ⑧通年
	① ボランティアグループ代表者連絡協議会の開催 ② ボランティアの発掘と調整 ③ ボランティアグループ交流会の開催 ④ ボランティアグループへの活動助成 ⑤ ボランティア通信の発行 ⑥ ボランティアに関する情報の整理と発信 ⑦ 「夏・体験物語」(ボランティア体験)の開催 ⑧ ボランティアセンターへの加入促進	
被災者生活サポートボラネット事業	被災者に対して、三次市や市社協をはじめとする市内の各関係機関・団体等が協力してボランティア活動による支援を行います。平時から研修や訓練を行い、支援体制を整えていきます。	①年2回 ②通年 ③年1回 ④ 〃 ⑤ 〃 ⑥ 年2回 ⑦応援要請時
	① 被災者生活サポートボラネット推進会議の開催 ② 推進マニュアル概要版の配布 ③ 被災者生活サポートボラネット研修会の開催 ④ ボランティアセンター運営模擬訓練の開催 ⑤ 災害対応の資機材の整備 ⑥ 災害ボランティア等研修会への職員の参加 ⑦ 災害発生した他市町災害ボランティアセンターへの職員派遣	

福祉教育活動推進事業	<p>学校・地域の関係団体へ向けて、福祉教育推進事業についての説明や情報提供を行い、地域と一体となって取り組める事業となるよう提案していきます。</p> <p>地域で多世代が参加できる福祉活動体験などの研究講演会開催に向け、関係団体と協議の場を作り、実践につなげていきます。</p>	通年
	<p>① 学校訪問</p> <p>② 地域の関係機関との連携</p> <p>③ 福祉教育推進校への活動助成</p>	
広報啓発事業	<p>市社協の活動をはじめ地域福祉の制度、サービスについて、地域住民や福祉・保健・医療関係者の理解、協力を得るため、情報を提供していきます。</p>	<p>①偶数月</p> <p>②年1回</p> <p>③6月まで</p> <p>④月1回</p> <p>⑤通年</p> <p>⑥ 〃</p> <p>⑦ 〃</p> <p>⑧ 〃</p> <p>⑨ 〃</p>
	<p>① 広報「みよし社協だより」の発行（全戸配布）</p> <p>② みよし健康福祉まつり（みよしふれあいいきいきフェスタ）への協力、参加</p> <p>③ ふれあい出前講座のメニューの見直し</p> <p>④ ホームページの運営と広報委員会の開催</p> <p>⑤ ケーブルテレビでの行事案内の掲示</p> <p>⑥ SNSによる行事案内等の発信</p> <p>⑦ 報道機関への行事等の情報提供</p> <p>⑧ 地区社協等の活動紹介</p> <p>⑨ 各種パンフレット及びリーフレット等作成活用</p>	

### 3. 福祉サービス利用の相談と支援

ふれあい福祉センターの各種相談、生活福祉資金貸付事業や福祉サービス利用援助事業、権利擁護センター事業などの実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

事業	内容	実施時期等
ふれあい福祉センター事業	地域住民の多様な生活課題について、職員が地域に出向くなど、相談しやすい体制・環境づくりを行い解決につなげる支援を行います。とりわけ、経済的困窮や引きこもり、孤立、虐待、権利侵害など深刻な生活課題について、地域住民、民生委員児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政などと地域における幅広い協働、連携を図り、その解決や予防に向けて取り組みます。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 心配ごと相談（社協職員）</li> <li>② 法律相談（弁護士）</li> <li>③ 介護・権利擁護相談（社協職員）</li> <li>④ 認知症生活相談（社協職員）</li> <li>⑤ 地域に出向く訪問相談（社協職員）</li> <li>⑥ 相談窓口の広報（ケーブルテレビ・音声告知放送、社協だより、チラシ他）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 通年</li> <li>② 年3回</li> <li>③ 通年</li> <li>④ 〃</li> <li>⑤ 〃</li> <li>⑥ 〃</li> </ul>
福祉サービス利用援助事業「かけはし」（県社協受託）	地域住民や関係機関に「かけはし」を広く周知し、支援が必要な方の利用を促進していきます。 利用者には「かけはし」だけでなく地域での生活全般にわたるさまざまな援助が必要なことから、他の在宅サービスや近隣互助活動へもつなげていき、金融機関や福祉・医療関係機関との連携を強化していきます。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 福祉サービスの利用支援の相談と調整</li> <li>② 日常的な金銭管理</li> <li>③ 通帳・印鑑・証書等の預かり</li> <li>④ ケア会議の開催</li> <li>⑤ 地域、関係機関等への「かけはし」事業の周知・啓発、利用促進</li> <li>⑥ 生活支援員の研修参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 通年</li> <li>② 〃</li> <li>③ 〃</li> <li>④ 〃</li> <li>⑤ 利用件数40件</li> </ul>

<p>権利擁護センターもみじ</p>	<p>病気や障がいなどにより判断能力の不十分な人の財産管理と身上監護について法人後見を受任し、関係機関と連携しながら課題の解決にあたり、成年後見制度の利用を支援します。また、市民後見人の活動を支援する体制を整え、市民後見人バンクの運営により市民参画による権利擁護を推進していきます。</p>	
<p>生活福祉資金貸付相談事業（県社協受託）</p>	<p>低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して、資金貸付と必要な相談を行うことにより、経済的自立や生活意欲の高揚を目的としています。失業者を対象とした総合支援資金や対象世帯へ目的に応じた資金貸付・相談を行う福祉資金・教育支援資金、不動産担保型生活資金等の相談を受けていきます。また生活困窮者自立支援制度など他法・他制度の必要な機関と連携を図り、対象者の経済的自立を促す支援を行います。</p>	
<p>民生資金貸付事業（独自貸付）</p>	<p>民生資金の相談貸付と債権管理・滞納分の償還督促          [貸付限度額：50,000円]          [無利息]</p>	<p>① 通年          ② 〃          ③ 30件          ④ 通年          ⑤ 〃          ⑥ 〃          ⑦ 〃          ⑧ 〃          ⑨ 年1回          ⑩ 通年          ⑪ 年3回          ⑫ 通年2件          ⑬ 通年</p>
	<p>① 相談支援          ② 成年後見制度の申立支援と親族後見人のサポート          ③ 法人後見の受任          ④ 公正証書遺言の執行          ⑤ 契約締結審査委員会の開催          ⑥ 虐待等の相談          ⑦ 関係専門職との連携          ⑧ 出前講座による職員派遣          ⑨ 相談会の開催（北部・中部・南部3カ所）          ⑩ 成年後見関係研修会への職員の参加          ⑪ 市民後見人養成事業の研修開催（市受託）          ⑫ 市民後見人バンクの運営と市民後見人の受任          ⑬ 成年後見制度利用促進事業〔相談・申立支援、市長申立案件受任ほか〕（市受託）</p>	<p>① 通年          ② 〃          ③ 30件          ④ 通年          ⑤ 〃          ⑥ 〃          ⑦ 〃          ⑧ 〃          ⑨ 年1回          ⑩ 通年          ⑪ 年3回          ⑫ 通年2件          ⑬ 通年</p>

老人介護支援センターの運営	高齢者福祉に関する専門的な相談や情報提供などのほか、居宅介護を受ける高齢者とその介護者などと高齢者福祉事業者との連絡調整、その他援助を総合的に行います。(本所・支所 8か所)	通年
民生委員児童委員活動との連携	常に地域住民の立場になって地域社会で活動されている民生委員児童委員と共に、地域住民の生活する上での心配ごとや福祉サービスを利用することなど、相互連携して地域の福祉的支援をしていきます。	①通年 ②毎月 ③通年
	① 地域福祉活動の連携 ② 三次市民生委員児童委員協議会の理事会・地区民児協議会への参加と情報交換 ③ 「高齢者見守り隊事業」や「命のバトン事業」への協力	
福祉・介護人材の確保・育成・定着の推進	三次市の福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた取り組みを「みよし福祉・介護人材確保等総合支援協議会」において協議し、地域で人材を育て、定着させるための方策を関係機関と協力して推進していきます。	①年2回 ②年1回
	① みよし福祉・介護人材確保等総合支援協議会の開催 ② 福祉人材の確保・育成、研修会の開催	
青少年育成事業の活動支援	青少年育成三次市民会議の活動を支援します。 ① 青少年育成三次市民会議の関係する事業への助成 ② 青少年育成三次市民会議の開催行事への協力	通年
社会福祉団体の支援	地域福祉活動をすすめるために、社会福祉関係団体の福祉活動を支援します。 三次市遺族会連合会、三次市老人クラブ連合会、三次市身体障害者連合会、三次市認知症の人と家族の会などの活動を支援し、情報交換を図りながら活動を支援します。	①年1回 ②年1回 ③通年 ④通年
	① 社会福祉団体への活動助成 ② 社会福祉団体との連絡会議の開催 ③ 社会福祉団体が開催する行事等への職員の応援派遣 ④ 社会福祉関係団体への情報提供	
介護支援専門員連絡協議会の活動支援	三次市介護支援専門員連絡協議会の活動を支援します。	通年

#### 4. 介護保険事業

介護事業の市場規模は、介護保険制度が施行された 2000 年以降、増加の一途をたどっています。いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年には 20 兆円程度まで規模が拡大されると言われており、今後もさらなる発展が期待されています。その一方で、介護報酬減額による経営悪化や人手不足、同業者同士の競争激化などに悩む事業所が年々増えているのも事実であり、経営者は事業の生き残りをかけて、しっかりと現状を分析し将来を見据えた着実な取り組みを図る必要があります。

市社協は居宅系サービスを中心に事業所の単体収支は概ね良好、施設系サービスの収支は赤字であるものの、介護保険事業全体ではわずかながらも収支は整っています。しかし、事業実施地域のサービス利用者の減少、慢性的な介護人材の不足と必要最低限の人員配置など、事業経営環境としては限界的損益分岐点にあります。

大胆な事業見直しによる財務体質の改善を図り、様々な機関と連携しながら、利用者の生活を支える持続可能な介護保険サービス事業を実施します。

事業	内容	実施時期等
事業所運営会議の開催	事業分析・サービス内容の検討・改善を中心とした各事業所運営会議を、管理者を中心として開催します。	毎月
居宅介護支援事業	要介護認定を受けた方のケアプランを作成します。 利用者が在宅生活を継続できるよう介護保険サービスだけではなくあらゆるサービスを駆使し支援していきます。また、介護支援専門員は介護全般に関する相談員として地域からの相談対応、助言や制度紹介など行っていきます。 主任介護支援専門員を育成・配置することにより、中重度者や複雑な課題を抱えている利用者・家族への適切な支援を行い、質の高いケアマネジメントを実施します。 [実施事業所：みよし社協居宅介護支援事業所]	通年
訪問介護事業	在宅生活を継続するために利用者一人ひとりの生活全般について多職種との連携を図り、利用者に寄り添った適切な援助を行っていきます。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年



通所介護事業	<p>市内に多くの事業所がある中、利用者から選ばれる事業所となるよう魅力ある事業展開を行います。そのため、利用者に必要な支援を的確に把握し改善に努めます。</p> <p>[実施事業所: デイサービスセンターふの・さくぎ・みらさか・みわ・みよし]</p>	通年
介護老人福祉施設	<p>入居者の生活を第一に考え、単調な毎日にならないよう時間の流れを大切に、一人ひとりのこだわりや思いに寄り添い、穏やかな生活を過ごしていただけるよう介護を行っていきます。</p> <p>[実施事業所および定員] [特別養護老人ホーム「江水園」: 30人]</p>	通年
短期入所生活介護事業	<p>要介護認定者の短期間入所により、本人の生活を支援していくとともに、介護者の負担軽減も図ります。入所中は一人ひとりの生活を尊重し、機能低下防止も図ります。</p> <p>[実施事業所および定員] [江水園短期入所生活介護事業所: 10人]</p>	通年
認知症対応型共同生活介護事業	<p>認知症の方が少人数の生活の場で食事の支度や、掃除、洗濯、畑仕事等をスタッフと共に行い、一日中家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活できるよう支援します。また、独自事業(介護保険外)の高齢者安心サポート事業を展開し、急な家族の不在に高齢者を預かり介護者を支援する事業を行います。</p> <p>[実施事業所および定員] [グループホームみらさか: 2ユニット18人]</p>	通年
要介護認定訪問調査(市受託)	<p>訪問調査員が自宅または施設内において、要介護者等の心身の状況についての聞き取り調査を行います。</p> <p>[実施事業所: みよし社協居宅介護支援事業所、特別養護老人ホーム江水園]</p>	通年
ボランティア・実習生等の受入れ	<p>事業所への市民ボランティア、実習生、市内中学生の職場体験学習等の積極的な受け入れを行います。</p>	通年

## 5. 障がい福祉サービス

障がいのある方一人ひとりが地域の一員として、自己選択と自己決定のもとに、安心して自立した生活を送ることができるよう各種の在宅福祉サービスを提供していきます。

また、介護保険事業と同様に、地域の中で何でも相談できる事業所として、権利擁護センター「もみじ」や福祉サービス利用援助事業「かけはし」、ボランティア等と連携し、安心して生活できる地域づくりに取り組み、地域包括ケアの推進に積極的に関わっていきます。

事業	内容	実施時期等
居宅介護事業	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助を行います。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年
同行援護事業	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護など外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年
重度訪問介護事業	重度肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、並びに生活等に関する相談、助言、その他生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年

## 6. 地域支援（高齢者介護予防）事業

高齢者が要介護（支援）状態になることを予防し、また、要介護状態等になった場合でも、住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、三次市と共に高齢者の生活を支援していきます。

事業	内容	実施時期等
地域健康づくり事業	高齢者が積極的に社会参加、社会貢献することで、生きがいづくりや健康づくり、介護予防につながるような事業の推進に取り組みます。	

	<p>①専門職等と連携した元気サロンの普及・啓発</p> <p>②元気サロン交流会の開催</p> <p>③高齢者に向けた地域福祉活動の推進と参加のきっかけづくり</p>	<p>①通年</p> <p>②年2回</p> <p>③通年</p>
<p><b>元気ハツラツ教室</b> (市受託)</p>	<p>住み慣れた地域でいつまでも暮らしていくための介護予防教室を、地域で気軽に集まりやすい会場を利用して開催します。</p> <p>運動機能の向上・栄養改善・口腔機能の向上・閉じこもりや認知症予防のための情報提供を中心に仲間づくりも含めて楽しく事業を行います。</p> <p>[実施事業所：布野支所・作木支所・三良坂支所・三和支所・三次西健康づくりセンター]</p>	<p>通年</p>
<p><b>高齢者トレーニング教室</b> (市受託)</p>	<p>自分らしい生活が長く続けられるよう、トレーニングマシンを使った運動による介護予防を行います。</p> <p>運動指導者等の計画による個別メニューを作成し、トレーニングマシンを使った運動を中心に、日常生活でも体操が行えるように指導、相談を行います。</p> <p>[実施事業所：君田支所・甲奴支所・吉舎支所・三次西健康づくりセンター・グループホームみらさか]</p>	<p>通年</p>
<p><b>トレーニング拠点定期指導</b> (市受託)</p>	<p>利用者一人ひとりに合ったトレーニングマシンの取り扱いを説明し、簡単な運動指導も行いながら、トレーニングマシンを継続利用し、健康を維持するよう指導します。</p> <p>[実施事業所：君田支所・吉舎支所・三次西健康づくりセンター・グループホームみらさか]</p>	<p>通年</p>
<p><b>家族介護者教室</b> (市受託)</p>	<p>高齢者を介護している家族が、身体的・精神的な負担を軽減できるよう、介護に必要な知識や技術の習得を支援します。合わせて介護者の健康管理についても助言をします。</p> <p>[実施事業所：君田支所・布野支所・作木支所・吉舎支所・三良坂支所・三和支所・甲奴支所・三次西健康づくりセンター]</p>	<p>年2回</p>
<p><b>「食」の自立支援事業</b> (市受託)</p>	<p>栄養改善が必要な方に、「食」の自立の観点から栄養バランスに配慮した調理、配食サービス(弁当)の提供と配達時の安否確認を行います。</p> <p>[実施事業所：布野支所・作木支所・三良坂支所]</p>	<p>通年</p>

<b>軽度生活援助事業</b> (市受託)	介護保険の対象にならない家事援助を必要とする在宅の高齢者に、日常生活の支援を行い、自立した日常生活の継続と介護が必要な状態になることの防止を図ります。 訪問介護員が自宅を訪問し、掃除、洗濯、調理、生活必需品の買物などの家事を援助します。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年
<b>認知症高齢者生活援助事業</b> (市受託)	認知症高齢者を介護している世帯での見守り援助を行い、認知症高齢者及び家族の負担を軽減します。 介護者が不在の時の見守りや、在宅中でも見守りができない場合の見守りを行います。また、介護や生活に関する相談も受けます。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年

## 7. 地域生活支援（障がい者自立生活支援）事業

障がいのある方が自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう支援するサービスの実施やサービスに関わる人材を養成します。

事業	内容	実施時期等
<b>移動支援事業</b> (市受託)	肢体不自由者で外出に車椅子を必要とする方や視覚障がい者、知的障がい者、精神障がい者で屋外での移動に著しい制限のある方を対象に外出時の支援を行います。 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年
<b>障害児生活訓練事業</b> (市受託)	学校が長期休業中の間、在宅の障がい児に対し、ボランティアの協力も得ながら日常生活上で必要な訓練や療育指導を行い、障がい児の生活の安定と保護者の就労支援を図ります。 障がい児の見守りと療育等生活訓練	春・夏・冬休み期間（土日・祝日・年末年始を除く）
<b>要約筆記奉仕員・手話通訳者派遣事業</b> (市受託)	聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化の推進のため、要約筆記奉仕員・手話通訳者の派遣と調整を行います。	通年

点字・声の広報等発行事業（市受託）	市内に居住する視覚障がい者等で希望される方へ、ボランティアグループの協力により、テープ等に録音した「広報みよし」「議会だより」「社協だより」や点訳の「図書館だより」などを郵送します。	通年
手話・点訳・要約筆記・録音ボランティア養成事業（市受託）	手話・点訳・要約筆記・録音ボランティアを養成します。 ① 手話奉仕員養成講座の開催 ② 点訳ボランティア講座の開催 ③ 録音ボランティア講座の開催 ④ 要約筆記奉仕員養成講座の開催	① 全 35 回 ② 全 10 回 ③ 全 5 回 ④ 全 2 回

## 8. 各種福祉サービス

高齢者や障がい児者、産前産後世帯等の生活を支援する各種事業を実施します。

事業	内容	実施時期等
障がい児・者ふれあい事業	障がいのある方とその家族、ボランティアが行事等を通じて交流を深め、日常生活での支え合いにつなげていきます。 ① ふれあいハイキングの開催（市外） ② ふれあい・わいわいパーティーの開催 ③ 障がいのある方とその家族への支援	①年 1 回 ②年 3 回 ③通年
福祉用具短期貸出	病気・ケガ・術後などにより一時的に歩行が困難になられ在宅生活を送っている方に福祉用具（車イス）を短期間貸し出します。	通年
高齢者生活支援施設の管理運営（市受託）	65歳以上で、在宅での生活維持が不安なひとり暮らしの方が、住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう支援する施設の管理運営を行います。 ① 君田小規模老人ホーム「むつみ荘」（新規募集停止中） ② 布野高齢者共同生活支援施設 ③ 作木あんしんリビング	通年
福祉車両貸出	介助等が必要な高齢者や身体の不自由な方の移動支援のために福祉車両を貸し出します。 貸出車両を定期的に点検・整備し管理します。	通年

産前・産後ヘルパー派遣事業 (市受託)	妊娠期または産後に、日中家事や育児の支援が必要な方のご自宅にヘルパーの派遣を行います。 利用対象：妊婦およびおおむね産後 6 か月未満の産婦の方、家事や育児等において支援が必要とされる方 [実施事業所：ホームヘルプセンターみよし・みよし南]	通年
甲奴健康づくりセンター(ゆげんき)の業務運営 (市受託)	高齢者の介護予防および市民の健康増進と交流を目的として、施設の入館受付やトレーニング室、温水プール、浴室などの運営業務を行います。	通年

## 9. 三次市指定管理施設の管理運営

地域の福祉活動の拠点として多様化する住民ニーズに柔軟に対応できる福祉・保健サービスの提供に努め、市民の福祉・健康づくり活動を円滑に推進し、施設が地域で機能するよう 10 拠点 15 施設の管理運営および各施設の福祉関係事業を推進していきます。

指定管理者として、住民に頼られ親しまれる施設として管理運営を行います。

事業	内容	実施時期等
三次市指定管理施設の管理運営 (市受託)	① みらさか福祉センター ② グループホームみらさか ③ 吉舎保健センター及び吉舎老人福祉センター ④ みわ総合福祉センター ⑤ 君田保健センター ⑥ 君田小規模老人ホーム「むつみ荘」 ⑦ 作木老人福祉センター「せせらぎの里」及び作木老人デイサービスセンター ⑧ 布野保健福祉センター及び高齢者共同生活支援施設 ⑨ 三次西健康づくりセンター及びデイサービス施設 ⑩ 特別養護老人ホーム「江水園」及び作木あんしんリビング	通年

## 10. 福祉サービス苦情解決体制

市社協が提供する介護保険サービスや福祉サービスに対する苦情に適切に対処するため、第三者委員や苦情受付担当者を配置します。また、介護保険事業所や事務所窓口に「ふれあい箱」を設置し、市民の皆様からのご意見を受けやすい体制により、利用者からの苦情等を受付け解決していきます。

また、苦情が発生しないよう、苦情処理担当者連絡会議で事例研修等を企画し職員に啓発を図り、市社協への信頼を深める活動を行います。

事業	内容	実施時期等
福祉サービス苦情処理	① 第三者委員と苦情受付責任者・担当者の配置	① 通年
	② 福祉サービス苦情処理連絡会議の開催	② 随時
	③ 苦情受付担当者研修会	③ 通年
	④ 「ふれあい箱」の設置	④ //

### 1 1. 共同募金事業への協力

社会福祉団体の福祉活動に対して共同募金から配分することで地域福祉をすすめる共同募金運動に協力します。

事業	内容	実施時期等
共同募金助成事業	① 三次市共同募金委員会・分会の事務	① 通年
	② 高齢者福祉活動への助成	② 年間事業
	③ 障がい児・者福祉活動への助成	⑤ //
	④ 児童・青少年福祉活動への助成	⑥ //
	⑤ 住民全般福祉活動への助成	⑦ //

### 1 2. 日本赤十字社事業への協力

日本赤十字社の行う災害救護対策等の諸活動を支援するため、日本赤十字社三次市地区事務局活動に協力します。

事業	内容	実施時期等
日本赤十字社事業	① 赤十字社員（会員）と活動資金（会費）募集 ② 火災・風水害等による罹災世帯への災害救援品の配付 ③ 各種災害等における義援金受付事務 ④ その他赤十字事業に関する講座・研修等の開催	通年



このマークは、社会福祉および社会福祉協議会の「社」を図案化し、「手をとりあって、明るい社会を建設する姿」を表現しています。

## 社会福祉法人 三次市社会福祉協議会

〒728-0013 三次市十日市東 3-14-1

代表電話 0824-63-8975

F A X 0824-62-6827

E-mail : [mycity@cc.wakwak.com](mailto:mycity@cc.wakwak.com)

<http://www.miyoshi-shakyo.com/>